

校則改正への取り組み

令和4年度

- ・生徒会執行部で協議
- ・教職員で改正に向けてのスケジュールを検討

令和5年度

7月

- ・生徒一人一人が校則改正点を考え、各クラスで意見を集約

9月～12月

- ・生徒会執行部が各クラスの意見をもとに、改正点を協議

1月

- ・生徒指導委員会で、生徒会執行部が集約した内容を説明
- ・生徒指導委員会で協議

2月

- ・生徒総会で、生徒会執行部が校則改正原案を説明 生徒が改正の是非について意見交換
- ・企画委員会、職員会で生徒総会の意見を協議

3月

- ・保護者にマチコミメールで周知
- ・学校運営協議会で協議
- ・学校ホームページに掲載